	93				代づくり・± まで:長寿		ソフト事業 りソフト事業	(特定事	事業))		
担当	部局名	保傾	医療	寮介護部 担当課室名		保健医	寮介護総務課	Tel	092-643-3239		
Λ -	- F ·	ソフ	۲	の別	()ハード	(○)ソフト	「)	方		
事業の概要	制 度(目的・□	内 事業概	容要)	戦略(1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	どの実現に実現に実現に実現に実現に実現に実現に実現に実現に実現まりに、というないでは、というないでは、というないでは、これでは、というないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	がために行う 事業 で実支援事業 活動促進事業 に開発推進の いら交付対象	事業(全てを委託	とする事業に	t・しごと創生総合 は対象外))、また、名称を長 /フト事業に変更し		
	対 象 (事業		体 本)	市町	村						
	採択	要	件	国またけ地士公共国体の諸助会な。巫はマロッな」、東要							
	補助	主	体		()国庫 ()) 県単独 ((○)その他【(公財)	地域社会振	長興財団】		
	財政支	え 援 措	置		1団体1件3	きで、1件3	百万円まで				
	ヒア・申	請の時期	胡等	実施前年度 11 月頃県に通知され、その後各市町村へ連絡							
根 扱	心法 令·	要綱	等	地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程							
制	度創	设 年	度	平	成 元年度	改正·見直	し等の予定の有無	ŧ ()有 (○)無		
関	係 省	庁	等	, , ,	r) 地域社会振興與	团					
最	近 の	実	績	(令和3年度) 八女市 (令和4年度) 八女市(④) 福津市、芦屋町(⑥) 筑後市(⑨) (令和5年度) 遠賀町(①) 八女市(④) 吉富町、芦屋町(⑤)							
担当	iからの	コメン	ノト	地域医 方針	を決定するため対	対象事業は変	事業実施規程に基 更の可能性あり。 して行うこととな		度、対象事業の交付		

	94	老人	、保	健事業	推進費等補	捕助金(者	《人保健健康 均	曾進等事業)					
担当	当部局名	保健	医療	介護部	担当課室名	高齢者	地域包括ケア推進課	Tel	092-643-3248				
/\	— ř·	ソフ	' 	の別		()/-	ヾ (○)ソフヿ	()	5 方				
	制 度 (目的·事		_	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする。									
対象団体 県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)、厚生労働(事業主体) 要と認めた法人等													
事業の概要	採 択	要	件		高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試 行的な事業等								
要	補助	主	体		(○)国庫 ()県単独	()その他()				
	財政支	援 措	置	·対象	・国庫 10/10 ・対象事業 ・介護保険制度の推進、定着のための支援事業 ・高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査 研究等事業 ・その他高齢者の保健福祉の推進のための特別事業 ・実施期間 単年度								
	ヒア・申請	の時期	期等	県、国ヒアリング(3~4月)、内示(6月)									
根:	拠法令·	要 綱	等	老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱									
制	度創設	3 年	度	平月	戈2年度	改正·見直	直し等の予定の有無	()	有(〇)無				
関	係省	庁	等	厚生労働省									
最	近の	実	績	市 令和: 市 令和:	2 年度採択状況 可村 3 年度採択状況 可村 4 年度採択状況 可村	₹.	0件 0件 0件						
担当	当からの:	コメン	/										

	95		地域	猫	舌動支	援事業												
担当	当部局	易名	保健[医療	介護部	護部 担当課室名 生活衛生課				Tel	092-643-3281							
/\	− ⊦	: .	ソフ	١	の別		()/\-	ード	()ソフ	フト	(○)両	方						
	制(目	度 的·哥	内	容 要)	飼い主のいない猫の過剰繁殖やトラブル防止のため、地域の合意のもとに行う不 妊去勢手術や給餌場・トイレの整備など猫を適正に管理する地域猫活動に取り組む 市町村に対し、次の支援を行う。 ・技術的支援(個別協議実施、啓発資材作成、サポーター派遣等) ・市町村助成(不妊去勢手術費、資材購入費)													
	対(事	象 事 業	団 主 体		市町	市町村(北九州市、福岡市、久留米市を除く。)												
事業の概要	採	択	要	件	・活動 ・地域 ・飼い	・活動地域を認定すること。・活動予定地域での活動者の役割分担等を明記した事業計画を作成すること。・地域猫活動に要する保護器等の資材を準備すること。・飼い主のいない猫の不妊去勢手術により過剰繁殖を防止すること。・猫の給餌やトイレの管理を行い快適な生活環境の保持増進に努めること。												
	補	助	主	体		()国庫	(○)県	単独()その	他【】							
	財证	攺 支	援 措	置	【技術的支援】 ・個別協議等の実施 ・啓発資料の提供 ・サポーター派遣 【市町村助成】 ・不妊去勢手術費、猫除け装置等の資材購入費の助成。													
	ヒア	'∙申詩	青の時期	將	実施	年度の4月から	52月に	申請										
根:	拠法	令·	要 綱	等	福岡	県地域猫活動	支援事業	補助金交	付要綱									
制	度	創言	殳 年	度	平	成 26 年度	改正·見	見直し等の	の予定の	与無	()	有 (○)無						
関	係	省	庁	等	環境	省(住宅密集地	における	大猫の通	・	ブイド [・]	ライン)							
最	近	Ø	実	績	実施年 実施 手術	度 令和元华 9 市町 211 🏻	Ţ	令和2年 10 市町 185 匹			市町	14年度 13 市町 224 匹						
担当	当から	ာ် က ်	コメン	,	主のい	ない猫の不妊 4年度 不妊	去勢手術 去勢手術	費等を助 費 2分	成する。 の1補助			・地域猫活動地域を認定し、活動に係る支援を行う市町村に対し、活動地域の飼い 主のいない猫の不妊去勢手術費等を助成する。 令和4年度 不妊去勢手術費 2分の1補助 資材購入費 2分の1補助 (上限額10万円)						

	96		へき	地區	医療施	設等運営費	補助事業				
担当	当部局	3名	保健医	療力	介護部	担当課室名		医師·看護職 R対策室	Tel	092-643-3	3330
/\	— F		ソフ	٢	の別		()ハード	(○)ソフ	١ ()	両 方	
	制(目	度 的·鄠	内 事業概要	容 更)	市町村等が運営するへき地診療所、巡回診療車及び患者輸送車の運営費に対して補助することにより、へき地における住民の医療を確保するもの。						
	対 (事		団 主 体	体)	へき	地診療所等を追	運営する市町 村田 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	寸、公的医療機	関等		
事業の概要	採	択	参療所を除く。)∑ 推一の医療機関と 行事業								
要	補	助	主	体		((○)国庫 ()県単独 ()	その他【】		
	財団	改 支	援 措	置	 ・へき地診療所運営事業 1)補助率・・・2/3 2)対象経費・・事務費、研究費、医療費、伝送装置経費 ・へき地巡回診療車運営事業 1)補助率・・・1/2 2)対象経費・・人件費、需用費、委託料等 ・へき地患者輸送車運行事業 1)補助率・・・1/2 2)対象経費・・人件費、需用費、委託料等 ・へき地患者輸送車運行事業 ・人件費、需用費、委託料等 ・・・1/2 2)対象経費・・人件費、需用費、委託料等 ・人件費、 						
	ヒア	・申請	青の時期	等	交付申請4月						
根排	拠 法	令·	要綱	等	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱、へき地保健医療対策等実施要綱						
制	度 1	創言	设 年	度	昭	和 60 年度	改正・見直し	等の予定の有	#)有 (○)無	
関	係	省	庁	等	厚生	労働省					
最	近	の	実業	績	• {	所)、	、みやこ町(% 所)、八女市(5 情 補助金2 情 補助金2	Pまびこ診療所)、東峰村(A 社会医療法人 1 千円 59 千円)、新宮町(相島 十立診療所、村立 天神会(辺春診)	立鼓診
担当	当かり	₅ ග	コメン	٢							

	97	へき地	医療施	設等施設整	備費補助事業					
担当	当部局名	保健医療	介護部	担当課室名	医療指導課医師·看護職 員確保対策室	Tel	092-643-3330			
/\	— ř ·	ソフト	の別		(○)ハード ()ソフ	ト ()両	方			
	制 度 (目的・語	内 容 事業概要)	市町村等が行うへき地診療所の施設整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。							
	対 象 (事業	団 体 主 体)	へき	地診療所等を市	· 可村、公的医療機関等					
	採択	要 件	・市町村等がへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築(老杯著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。)及び改修(既存のへ診療所の改修は除く。)に係る施設整備事業 ・都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院に係る整備事業							
事	補助	主 体		(○)国庫 ()県単独 ()	その他【】				
事業の概要	財政支	接措置	1)補対2)対域は対し、1)は対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは対しは	工事請負費及びの対象外。 地医療拠点病院 助率・・1/2 象経費・・検査・ 費又は工事請負 用自率・・0.33 象経費・・非常用自	医師住宅、看護師住宅の新築、 買収に要する経費※ ただし、 施設整備事業 放射線・手術部門、病棟、医師	既存のへき地診師住宅の新築、増の整備又は更新に	療所における改修 9築及び改築に要す こ必要な工事費又は			
	ヒア・申詞	青の時期等	事業計画調査前年度 10 月 交付申請 5 月							
根:	拠法令	要綱等	医療	施設等施設整備	請費補助金交付要綱					
制	度創	設 年 度	昭	和 54 年度	改正・見直し等の予定の有	無 ()	有(〇)無			
関	係省	庁 等	厚生労働省							
最	近の	実 績	・令和3年度実績 補助金交付計・・・48,015 千円 ・令和4年度実績 実績なし							
担当	当からの	コメント								

	98	へき	地區	医療設	備整備費補	助事業					
担当	当部局名	保健	医療》	介護部 担当課室名			医療指導課医師·看護職 員確保対策室		092-643-3330		
/\	- ド・	ソフ	١	の別		(○)ハード	()ソフ	ト ()両	方		
	制度(目的・	事業概	容 要)		整備事業に対し				輸送用マイクロバ る住民の医療を確		
	対	、 団 業 主 体	体 *)	へき	地診療所等を遺	運営する市町	村、無医地区が	所在する市町村	大、公的医療機関等		
事業の概要	採析	、要	件	②へき ③へき	地診療所(国民 地患者輸送車惠 地巡回診療車惠 地·離島診療支	整備事業 整備事業	営診療所を含む。 と備整備事業)設備整備事業	\$E		
概要	補助	主	体		((() 国庫 ()県単独 ()	その他【】			
	財政	支 援 措	i 置	·補助 ·対針	象経費 ①〜 ②息 ③½ ④〜	患者輸送用マ 巡回診療用自 へき地・離島に	さして必要な医療 イクロバス、又 動車及び積載す こおける診療支 議システム及び	はワゴン車等の る医療機械器 援に必要な画像	具購入費 象伝送・受信システ		
	ヒア・申	請の時期	朝等	事業計画調査前年度 10 月 交付申請 4 月							
根:	拠 法 令	要 綱	等	医療施設等設備整備費補助金交付要綱							
制	度創	設年	度	昭	和 54 年度	改正·見直し	ン等の予定の有 行	()	有 (○)無		
関	係省	广	等	厚生	労働省						
最	近 <i>0</i> .)実	績		和3年度	八女市 宗像市 みやこ町 八女市 みやこ町	補助金交付・・・ 補助金交付・・・ 補助金交付計・・・ 補助金交付・・・ 補助金交付・・・ 補助金交付・・・ 補助金交付計・	 737 千円 880 千円 ··4, 257 千円 · 825 千円 · 2, 587 千円 			
				・令	į	八女市 新宮町 宗像市	補助金交付··· 補助金交付··· 補助金交付··· 補助金交付計·	· 660 千円 · 2,948 千円			
担当	当からの	コメン	ノト								

	99	福岡	県	ワンへ	ルス啓発施	設設備等	整備事業費	補助金					
担当	i 部局名	保健	医療	介護部	担当課室名		介護総務課 ス総合推進室	Tel	092-643-3622				
Λ -	– ř·	ソフ	۲	の別	(C) ハード	()ソフ	F ()	両 方				
	制度(目的・		容 要)	(対象事業) 令和5年度より、福岡県ワンヘルス推進基本条例第9条に定めるワンヘルス実践の基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を、施設利用者が学び、又は体験できる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定している。 この認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設について、施設利用者のワンヘルスの理解促進に資する設備の整備に係る経費に対して補助を行う。									
	対象(事業	• •	体)	市町村									
事業の概要	採択	要	件	・補助 取り約 ・整備	 ・補助事業を実施する施設が「福岡県ワンヘルス啓発施設」の認定を受けている、もしくは受ける見込みであること。 ・補助事業を実施する施設を活用して、住民にワンヘルスの理念の普及啓発に取り組むこと。 ・整備する設備は、新たに整備、既存設備の改修のいずれも可とするが、いずれる場合もワンヘルスに関係するものであること。 								
	補助	主	体		()	国庫(〇),県単独()その他【】					
	財政支	泛援 措	置	・補助対象経費は、福岡県ワンヘルス啓発施設の認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設において係る整備費のうち、利用者のワンヘルスの理解促進は資する経費 ・補助率は対象経費の2分の1以内 ・補助上限額は125万円									
	ヒア・申	·請の時 等	期	整備	と実施する年度で	中に申請							
根拠	见法 令 •	要綱	等	福岡県ワンヘルス啓発施設設備整備事業費補助金交付要綱 福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金 Q&A (20230518) 福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱									
制	度創記	 年	度	令和	115年度 7	 敗正・見直し	等の予定の有無	() 7	∮ (○) 無				
関	係 省	庁	等	なし									
最	近の	実	績	令和!	5年6月1日現在	生なし。							
担当	すからの:	コメン	,	綱」を ・ 「福岡	・福岡県ワンヘルス啓発施設の認定については、「福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱」を参照すること。 ・「福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金 Q&A」については、随時更新を行う予定である。								

	100	浄化槽市	方町村	整備推進	事業(市町村	寸設置型)			
担当	当部局名	環境部	部	担当課室名	発棄	物対策課	Tel	092-643-3398	
/\	— ド・	ソフト	の別		(○)ハード	()ソフ	ト ()両	方	
	制 度 (目的·≅	内 容 事業概要)	【目的】 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽を市町村が設置主体となって整備促進しることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 【事業概要】 地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業。						
	対 (事業	団 体 主 体)	市町	村					
事業の概要	採扱助政	要件体	・事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であるか、若しくは浄化槽を全戸に戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせて整備する方が経済的・効率的な場合は浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽を整備する事業であること。 ・本事業に整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽については、設置完了後1年以内に接続し、使用を開始すること。 ・設置後の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。 ・市町村は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、その解消に努めること。 ・市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。 *国と県では補助対象範囲が一部異なる。 (○)国庫(○)県単独()その他【】 国基準額の1/3を限度 (環境配慮防災まちづくり浄化槽整備事業は1/2を限度)						
			(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費)基準額の 1/3 を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費)基準額の 1/3 を限度 県 基準額の 7.5%限度						
	ヒア・申詞	青の時期等	随時	È					
┃ ┃ ┃ ┃ ┃	処 法 令・	要綱等	,	型社会形成推 福岡県浄化槽	, , , , , , , ,		汚水処理施設整	備推進交付金交付	
制	度創	设 年 度	平	成6年度	改正·見直し	等の予定の有	無 ()	有 (○)無	
関	係省	庁 等	環境	省、福岡県			l		
最	近 の	実 績	年 令和 令和	のみ) 度 2年度 3年度 4年度	実施市町村 5 市町 5 市町 5 市町	浄化槽設置基 223 基 206 基 168 基		8 千円 6 千円	
担当	当からの	コメント	詳細	は施設第一係	までお問い合	わせください。			

	101		浄	化槽詞	2置整	備事業(個)	人設置型)					
担当	当部 扂	引名		環境部	FIS .	担当課室名	廃棄物	対策課	Tel	092-643-3398		
/\	<u> </u>	: .	ソ :	フト	の別		(○)ハード	()ソフ	·	5 方		
	制(目	度 的· 鄠	内	容既要)	【目的】 市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 【事業概要】 市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成するのに必要な費用を助成する事業。平成29年度から単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費を補助。							
	対(音		団主	体 体)	市町	村						
	, ,	14		·· ·	・市町木	けが雑排水処理	を促進する必	要がある地域	において実施す	けること。		
事	採	択	要	件	・浄化権 ・市町本 に努る	・法定検査の実施の確保に努めること。 ・浄化槽の設置完了後1年以内に使用を開始すること。 ・市町村は浄化槽の接続状況を把握し、未接続の浄化槽がある場合には、その解消に努めること。 *国と県では補助対象範囲が一部異なる。						
黒葉の	補	助	主	体	・一国こ		(O) (S) (S) (S) (S)		スの俳【】			
事業の概要	TH	屻	エ	平	団	 基準額の 1/3 を		不平/四 ()	/ CV기면 【 】			
安				措置	県 *ただ いて対	/3 を限度 /3 を限度 引しない場合))基準 引する場合))基準額 引しない場合))基準 引する場合))基準額 伝換に伴うものにつ						
	ヒア	'•申請	青の時	期等	随時							
根:	処 法	令·	要	綱等		型社会形成推设 《福岡県浄化村			生汚水処理施設	投整備推進交付金交		
制	度	創言	殳 年	F 度	昭和	口 62 年度	改正・見直し	等の予定の有	[無])有 (○)無		
関	係	省	庁	等	環境	省、福岡県						
最	近	Ø	実	績	令和 令和 令和	年度 2 年度 3 年度 4 年度	実施市町村 46市町村 46市町村 47市町村	2, 091 ½ 2, 185 ½ 2, 138 ½	基 31 基 30 基 28	付金額 8, 442 千円 4, 663 千円 7, 256 千円		
担当	当かり	らの	コメ	ント	して国		るものであり、	直接個人に対	費用を助成した 対する助成では	場合に、市町村に対ありません。		